

公 告

(武雄河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結)

次のとおり公告します。

平成31年 2月 4日

国土交通省九州地方整備局
武雄河川事務所長 財津 知亨

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、武雄河川事務所が管理する直轄区間又は直轄区間外において、堤防決壊等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に河川及びダムの巡視、応急対策工事、災害対策用機械（排水ポンプ車等）の運搬・運転を実施することを想定し、あらかじめ実施者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

(2) 基本協定期間

基本協定締結区間は別表－1を予定しており、各区間毎に基本協定を締結するものとする。

(3) 協定期間 平成31年 4月 1日 ～ 平成32年 3月31日

(4) 本協定締結者の選定については、災害時等における河川巡視、災害時応急復旧工事等の協定締結の実績及び技術者、資機材保有状況、武雄河川事務所における工事の施工実績等に関する技術資料を総合的に評価して協定締結者を選定する。

評価については、希望した水系別（六角川・松浦川・嘉瀬川（以下、3河川という。）・厳木ダム、佐賀導水路、嘉瀬川ダムの間で重複希望可）で提出された技術資料を評価し、水系別の協定締結区間数を目安に上位者を協定締結者として選定するものとし、各協定締結区間については、協定締結者選定後、武雄河川事務所において決定する。

また、各出張所等の管内における協定締結区間数に対する協定締結希望者に過不足が生じた場合は、本店所在地等の条件により別途調整する。

なお、申請者が資格を有している場合でも、評価等によっては協定を締結しないこともある。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。また、工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事は行わないことを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31.32年度一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31.32年度一般土木工事に係るB等級又はC等級、D等級の一般競争(指名競争)参加資格の認定を平成31年4月1日時点において受けて

いること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定をうけていること。）

なお、平成31年4月1日時点において認定されていない者の行った協定は、競争に参加する資格を有しない者の行った協定として、当該協定を無効とする。

(3) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又は、民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 九州地方整備局の管轄区域の内、表－1に示す所在地に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。

（表－1） 各出張所等管内における該当本店所在地

水系名	出張所管内	対象 区間名	協定締結者数	本店の所在地
六角川	朝日出張所	朝日－ 1 ～ 10	10社程度	佐賀市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町
	牛津出張所	牛津川－ 1 ～ 9	9社程度	
松浦川	松浦川出張所	松浦川－ 1 ～ 12	12社程度	唐津市、伊万里市、有田町
	巖木ダム管理支所	巖木ダム	1社程度	
嘉瀬川	嘉瀬川出張所	嘉瀬川－ 1 ～ 6	6社程度	佐賀市、小城市
	嘉瀬川ダム管理支所	嘉瀬川ダム－ 1～ 2	2社程度	
佐賀導水路		佐賀導水路及び城原川ダム 区間 1～ 8	8社程度	佐賀市、鳥栖市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町

(5) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度の一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を平成31年4月1日時点において受けていること。九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度の一般土木工事に係るB等級又は、C等級、D等級の一般競争参加資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）の申請中又は申請予定であること及び、平成32年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。また、経常建設共同企

業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

(6) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は、これに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

【河川(六角川、松浦川、嘉瀬川)・巖木ダム】

〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745 (電話 0954-23-5151)
国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所 (fax 0954-23-5192 直通)
河川・巖木ダム担当 : 工務課専門職 福井 (内線 330)

【嘉瀬川ダム、佐賀導水路】

〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1番34号 (電話 0952-41-8801)
国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所 佐賀庁舎 (fax 0952-41-8802 代表)
嘉瀬川ダム担当 : 管理第二課維持係長 丸山 (内線 336)
佐賀導水路担当 : 施設管理課専門職 福地 (内線 340)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間 : 平成31年2月4日(月)から平成31年2月27日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 交付場所 : 〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745

国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所 2階 工務課内
または

〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1番34号

国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所 佐賀庁舎 2F 執務室内

③ 交付方法 : 手渡しにより交付する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間 : 平成31年2月4日(月)から平成31年2月27日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所 : 上記3.(1)に同じとするが3河川・巖木ダムは武雄河川事務所工務課へ、佐賀導水路・嘉瀬川ダムは佐賀庁舎2F執務室へ提出のこと。

③ 提出方法 : 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

4 その他

(1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

(2) 3河川・巖木ダム、佐賀導水路、嘉瀬川ダムの間については、重複した申請を認めるものとする。なお、3河川・巖木ダム間の重複した申請は認めない。